

令和3年度 丸亀市図書館協議会 第1回会議 会議録

1. 日 時 令和3年7月28日（金）午後2時～3時10分

2. 場 所 丸亀市生涯学習センター4階講座室1

3. 出席委員（五十音順）

井 下 由 美
古 村 博 子
中 俣 保 志
新 禮 子
西 川 昌 宏
森 山 敬 三
山 崎 洋 子
山 本 浩 樹

4. 欠席委員

なし

5. 事務局

市民生活部長	小 山 隆 史
生涯学習課長	田 中 壽 紀
図書館 館 長	氏 家 雅 子
図書館	土 井 節 子
	藤 本 仁 美

6. 傍 聴 者 1名

7. 開 会

- ・当該会議録について、市ホームページに掲載する旨を告知

8. 会議の成立

- ・過半数委員の出席により、会議成立

9. 任命書交付

- ・小山市民生活部長より各委員に交付

10. 部長あいさつ

図書館協議会は図書館法に定めるところにより公立図書館の運営に関して様々な意見をいただく場である。任命期間中にご協力をお願いしたい。本市は本年3月より新庁舎での業務を開始し、隣接に市民交流センター「マルタス」を開館した。「マルタス」では新しい事業に取り組んでおり、図書館においてもこの施設と緊密に連携していく。図書館の果たす役割は非常に重要なものになる。皆様から忌憚のないご意見をいただきたい。

11. 委員自己紹介

12. 事務局紹介

13. 議 事・質 疑 等

(1) 会長、副会長の選任

- ・選任は委員の互選によるが、特に意見なし。
- ・「事務局案の提示を依頼する」との声により、事務局案を提示
会長には中讃高等学校連盟会長で、香川県立丸亀高等学校 校長 山本浩樹様を、副会長には子どもの本を読むお母さんの会会長 山崎洋子様を提案し、了承を得た。

- ・会長、副会長、就任の挨拶

会長あいさつ

地域や学校それぞれの立場からどう図書館と関わっていくか情報交換しながら本会において考えていきたい。

副会長あいさつ

コロナ等ストレスの多い時期において、図書館の役割が重要であるとする。具体的な点について皆様と検討していきたい。

(2) 令和2年度事業報告及び令和3年度事業計画について

- ・事務局 「令和3年度 図書館要覧」に沿って説明
- ・委員 予算の状況について伺いたい。人件費と図書費が前年度と比較して減少している。中央図書館の会計年度任用職員が1名減少している。図書館の充実のため今後増員することはないのか。また、図書費に関しても100万円程度減少している。説明をお願いしたい。

- ・事務局 会計年度任用職員の減員は令和元年度から雇用を開始した方が、年度途中で退職されたための減員である。それ以外での職員数減はない。人件費の減額は正規職員の人事異動に伴う計上変更である。図書費の減については、昨年度コロナウイルス感染防止のため購入した図書消毒機の購入と管理経費の費用を確保するため、やむを得ず図書費から流用した。また、コロナウイルス感染防止のため講演会等の開催が難しいと判断し、令和3年度においては開催に係る経費は計上しなかった。
- ・委員 これからも図書を維持していくことが重要であると認識しているので図書費の減額が非常に気になった。
- ・事務局 コロナウイルス感染防止対策のためやむを得ず図書費を流用することになったが、今後も引き続き図書費の予算は確保していくよう努めていく。
- ・委員 セカンドブック事業について。絵本の配布を保育所園等で行う方法をとっているが、親子で図書館に足を運んでもらうという点も重要であるため、図書館での絵本引き換えの方法も継続していただきたい。コロナ禍で利用人数は減少していると思うが、一人当たりの本の貸出冊数で統計すれば、利用人数が減少しても利用状況の把握に有効であると思う。
- ・事務局 セカンドブック事業は配布率の向上を目指してこのような方法を実施している。図書館への来館や利用の促進については利用案内の周知の必要性を感じている。コロナ禍により図書館で実施ができなくなった「おはなし会」を今年度より市民活動交流センター「マルタス」で実施している。「マルタス」の発信力は大きく、「おはなし会」の参加者数も増え参加者層も広がったと感じている。図書館としての発信より「マルタス」の発信を受信する市民の層が明らかに広いと感じる。様々な機会を利用したり他の情報発信を活用して今後更に図書館サービスや利用についての周知を行っていく必要がある。
- ・委員 「マルタス」や図書館のホームページ、フェイスブックなどを活用してタイムリーで親しみのある身近な情報を発信してほしい。
- ・事務局 市のフェイスブックを活用している。
- ・委員 ぜひ、図書館のフェイスブックを作成してほしい。
- ・委員 中央図書館の開館時間を午後8時までに延長して、利用者は増えたか。
- ・事務局 平成27年度より午後8時までの開館を試行的に実施し、駅を利用する学生や社会人の利用が見込めた結果、平成30年度より午後8時までの開館を継続すると決めた。午後6時以降は1日平均約40名程度の利用があり、利用者は増加している。学生が学習に多く利用している。また、勤務を終えた方が子ども連れで来館している。
- ・委員 職員の負担が増加し勤務が大変ではないかと懸念している。
- ・事務局 職員はシフト勤務で対応している。
- ・委員 中央図書館を中高生が非常にうまく活用していると思う。公共図書館には図書や資料を利用しない人には、席は必要ないという「席貸し問題」が以前からあるが、本市図書館は中高生の利用も多いことから学習スペースとして活用できる

場所を設けるなど良い取組をされている。東かがわ市立図書館は、いこいの部屋という場所を確保し、実質勉強するスペースを設けている。午後 8 時までの開館も中高生のニーズに答えた取組みであると思う。限られた状況でうまく公共図書館の利用促進を図っている。

- ・委員 たくさんの学生が図書館を利用させていただいている。学習をしながら、探求活動での資料を活用したり、読書もできるという環境が得られることは非常にありがたい。また午後 8 時までの開館で下校後も利用できることはありがたいと思う。
- ・委員 レファレンス機能は図書館業務において非常に重要な役割であるが図書館要覧の p 24 にレファレンス件数が記載されている。年間 11,000 件余りの読書案内に対応されており、丸亀市立図書館の力が発揮されていると思う。また「図書館法」「丸亀市立図書館条例」に基づいて、本協議会の中で図書館の運営等協議していきたい。

(3) その他

- ・事務局 「第 4 次丸亀市子ども読書活動推進計画」について説明。
- ・委員 学校図書館の活用についても取組みの必要性が課題であるが、予算の制約がありなかなか難しいと考える。教諭と学校司書の掛け持ちなどによる教諭の過重業務も問題となる。学校における読書活動の推進がアンケートの結果からはなかなか見えてこない。課題交流ということも読書推進においては大切であると思う。学校司書の課題を計画に反映してはどうか。電子書籍の問題も記載できていると思う。
- ・事務局 アンケートの質問に中俣委員のご意見を反映できるように検討する。
- ・委員 丸亀市においては島しょ部も含めて小中学校全校に学校司書を 1 名ずつ配置していただいている。学校司書の役割は非常に重要で本の利用だけでなく、図書室に来る子どもたちを大切にいただいている。今後も学校司書を支援していただき、学校図書館の推進につながってほしい。
- ・委員 学校司書の身分保障と研修等による司書力の向上についてもお願いしたい。
- ・委員 学習指導要領にも調べ学習を行うことが記載されている。学校図書館では読書の推進と学力の保証、情報リテラシーを行うことを目指している。
- ・委員 学校司書は読書推進活動を行うとともに、学習指導要領の指導事項についても把握している。丸亀市から教科書を提供していただき、学校司書が学習指導要領と調べ学習の関連について十分把握されている。香川県教育委員会は子どもに読んでほしい本 100 冊について、新たに選書を行うとのことだが、県の図書館協議会と学校との連携が推進されればよいと思う。
- ・委員 学校司書の待遇は改善されていると思う。
中学生の読書力低下の原因はスマートフォンの利用に起因している。小学生で既にほとんどの子どもがスマートフォンを所持しているため、中学生になって使用制限を行っても効果がない。是非、小学校入学時の保護者会でスマートフ

オンより読書を推進するようお願いしたい。

- ・委員 子どもの読書習慣については、ある調査によると親の読書経歴に起因するとも言われている。スマートフォンの抑制だけが読書推進のカギになるというのは難しいと思われる。刈谷剛彦『学力と階層』（朝日文庫・2012年）を参照ください。
- ・委員 飯山図書館や綾歌図書館についても開館時間の延長を要望したい。毎日だけでなく曜日を決めてでもよいので検討してほしい。
周知方法についてはラインやインスタグラムの活用も検討してほしい。夏休み全日開館も知らなかったので、夏休み前に学校を通じて周知してほしい。
- ・委員 SNSを活用した周知について東京都立図書館ではホームページの機能として簡単な質問に対応する自動応答の実験をしている。
また情報提供としてお話するが、岐阜県土岐市において図書館利用者の迷惑行為に対して、館長が退去命令を行った。退去命令を受けた利用者が異議申し立てを行い、地裁において判決があった。条例の規定により館長の判断で退館を命じることができると規定されているが、地裁の判断は、図書館における「知る権利」を尊重する観点から、市の条例において退館を命じる規定があることが違法であるということであった。最近では、コロナウイルス感染防止対策のためのマスクを着用していない方などの対応に配慮する必要がある。迷惑行為に関しては人権に当たらないと裁判所も判断している。「知る権利」を守ることが大切だと判断された。

14. 閉会

15. 事務連絡

- ・事務局 次回協議会開催は本年度2月開催を予定しております。